

入札書に添付する内訳書の取扱いについて

桑名市が今後実施する入札において、入札金額の積算根拠となる内訳書を求めた場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

なお、この取扱いは、入札参加資格の事前審査又は事後審査に関わらず、また、変動型最低制限価格の採用の有無に関わらず、電子入札システムを活用する全ての入札（オープンカウンタ方式による見積り合わせを含む）を対象として実施します。

1. 内訳書の確認事項

原則として、次の事項を確認します。

- ① 内訳書が添付されているか。
- ② 商号（名称）が正しく記載されているか。
- ③ 入札書の金額と内訳書に記載の合計金額が一致しているか。
- ④ 各費目の内訳の合計が合計金額と一致しているか。
- ⑤ 各費目の積算が適正であるか。
- ⑥ その他電子入札による場合の無効規定に抵触していないか。

2. 具体的な運用

(1) 議決対象となる案件又は談合等の不正行為が疑われる案件

開札時には、入札参加者全員の内訳書について、上記 1 に記載の確認事項①～⑥を確認するものとします。ただし、建設工事及び維持業務（樹木維持業務及び除草業務をいう。）委託並びに測量、建設コンサルタントその他建設工事に係る業務委託（以下、「建設工事等」という。）における確認事項⑤の確認は、明らかな積算誤りを除き、開札後に実施する入札参加資格審査（事後審査）の際に確認するものとします。

なお、談合等の不正行為が疑われる案件については、上記但し書に記載の事項についても、桑名市談合マニュアルに基づき、開札時（落札者又は落札候補者を決定するまでの間）に確認する場合があります。

(2) 上記以外の案件

開札時には、まず、入札参加者全員の内訳書について、上記 1 に記載の確認事項①のみを確認し、その上で落札者を決定する場合は、落札者となるべき者の内訳書のみの確認事項②～⑥を確認するものとします。ただし、落札者となるべき者が複数いる場合（くじ引きとなる場合）は、対象者全ての内訳書を確認するものとします。

なお、落札者を決定しない場合（落札候補者を決定する場合）は、確認事項①により無効となる場合を除き、全て有効な入札として取り扱うものとします。（確認事項②～⑥の確認は、事後審査の際に行います。）

3. 留意事項

- (1) 落札者又は落札候補者を決定した後に、当該落札者又は落札候補者及びそれ以外の入札参加者が提出した内訳書の無効が確認された場合においても、一度決定した変動型最低制限価格の再算出は行わないものとします。
- (2) 開札から直ちに行われる再度入札においては、内訳書の再提出が物理的に困難であると考えられますので、その際には内訳書の提出を求めないものとします。